

ねんきんコーナー



国民年金保険料のご案内を民間委託しています。

日本年金機構は、国民年金保険料の納め忘れがある方に対する電話や文書、戸別訪問による納付案内と免除・猶予制度の申請手続きの案内、そのほか口座振替などの案内について、民間委託を実施しています。

事業の民間委託を通じ、被保険者の方に年金制度についてのご理解を深めていただくとともに、保険料の納め忘れによる低額年金者や無年金者の減少をめざしています。

◎受託業者について

(株)バックスグループ

◆退職(失業)後の国民年金加入の続きはお済みですか

厚生年金に加入していた方が20歳以上60歳未満で退職(失業)された場合、国民年金の第一号被保険者になるための手続きを行う必要があります。

また、退職した方に扶養されていた60歳未満の配偶者についても、

国民年金の種別変更の手続きが必要となります。

この手続きを怠ると、年金額が減る場合や、受給権を得ることができなくなる場合があります。必ず役場または年金事務所で行ってください。

今年度の保険料は、月額1万6千410円です。保険料を納めることが経済的に困難な方には、申請によって保険料の納付を免除される制度があります。

免除申請する年度、またはその前年度に退職(失業)した方は、特例免除制度を利用できます。特例免除の場合は、退職(失業)した方の前年の所得額を「0円」とみなして審査されます。なお、特例免除の申請には、離職日が確認できる証明書類(離職票や離職証明など)が必要となります。

詳しくは、役場または年金事務所にご相談ください。

◆「年金相談」のご案内

日本年金機構幡多年金事務所では、3カ月に1度、出張年金相談を行っています。

なお、相談には、年金手帳(年金証書)や、本人確認のため、運

転免許証などの顔写真付きの身分証明書が必要となります。

また、代理人の方が相談される場合は、本人からの委任状が必要となります。

◆日時

7月18日(木)

午前10時～正午

午後1時～午後3時

◆場所

佐賀支所 1階町民室

○お問い合わせ

本庁 住民課 住基戸籍係

☎ 4312800

佐賀支所 地域住民課

総合窓口第2係

☎ 5513701

日本年金機構 幡多年金事務所

☎ 3411616



有料広告

「障害年金」申請サポート

障害年金は、病気やケガによって生活や仕事などが制限されたとき、一定の要件を満たせば、現役世代の方も含めて申請できる国の年金です。

【申請対象例】うつ病、総合失調症、がん、認知症、心筋梗塞、糖尿病 など

申請代行・手続き相談を承ります 電話相談無料 ☎0880-33-0703

ホームページ(障害年金申請)はこちら <https://www.okazaki-office.jp/syogai.html>

岡崎社会保険労務士事務所 四万十市下田3979-4